

安心生活創造 事業

平成 21 年 11 月～

芦屋市安心生活見まもり事業

基盤支援を行うことにより、一人暮らし等が、地域で安心して暮らせるようになる

- 【原則 1】 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- 【原則 2】 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- 【原則 3】 それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

つながるしくみ「きずな」

【所管】 芦屋市地域福祉課

【作成】 芦屋市社会福祉協議会

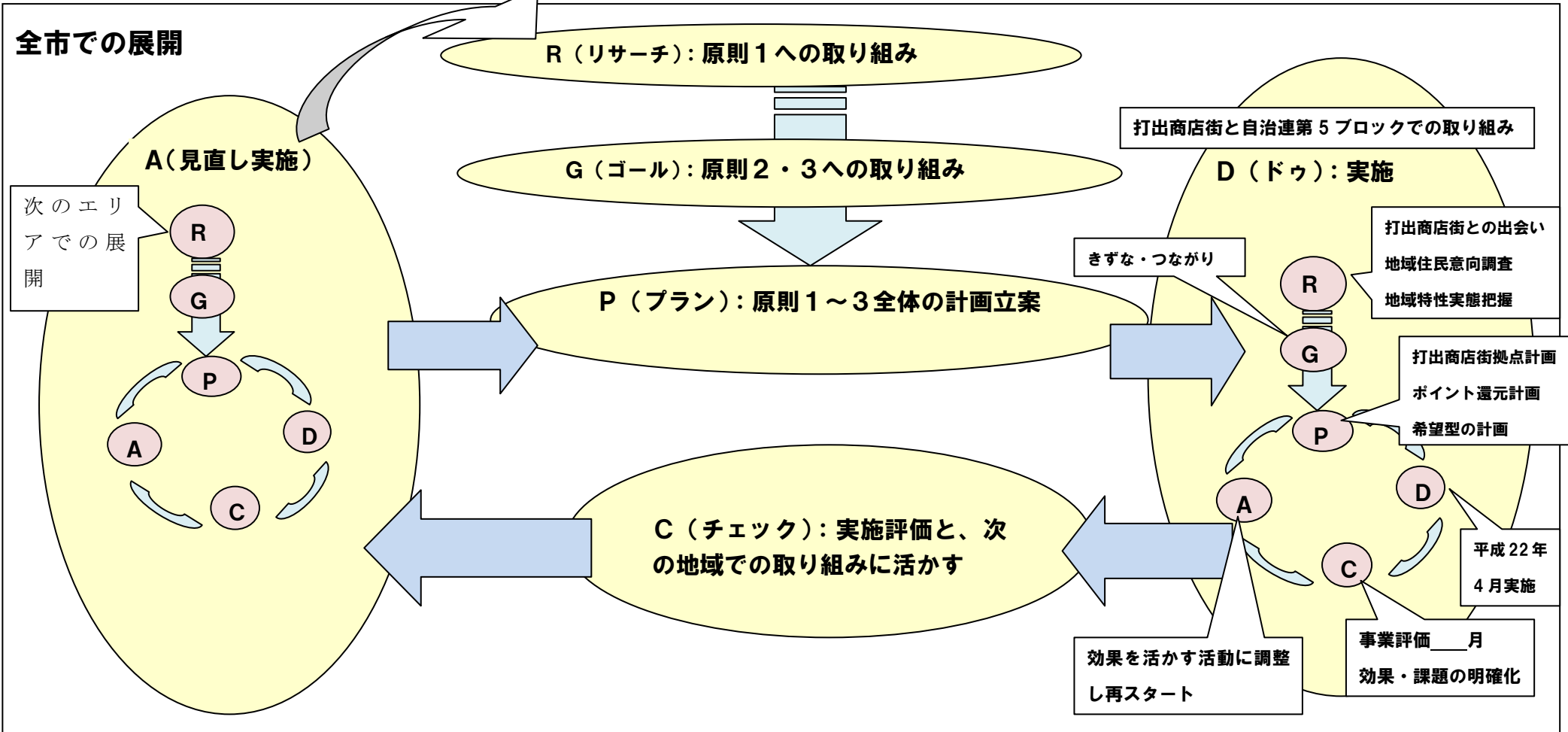
（2010. 11 作成資料）

資料内容

- 芦屋市安心生活見まもり事業 はじめに P2
- 芦屋市安心生活見まもり事業 概要 P3
- 原則1の取り組み P4
- 課題整理 「個人の暮らし」と「社会参加」 P5
- 課題整理 「社会参加」と「住民福祉関係者との関わり」 P5
- 課題整理 「住民福祉関係者」と「専門職」 P6
- 芦屋市地域発信型ネットワーク P7
- 課題分析 P8
- 原則2の取り組み P9
- 原則3の取り組み P10
- 支援ニーズと事業内容 P11
- 芦屋市安心生活見まもり事業の将来展望 P12
- 打出商店街での取り組み（案） P13
- 打出商店街を拠点にした「地域」での取り組み（案） P14
- 社会福祉協議会とは P15
- 芦屋市社会福祉協議会の活動計画 P16

芦屋市安心生活見まもり事業 はじめに・・・

平成 21 年 11 月～「芦屋市安心生活見まもり事業」を芦屋市社会福祉協議会で展開することになりました。
 地域の中で、住民誰もが参加しやすく「自分のまちの人と人のきずな」を意識できる新たなしくみを、考えました。



芦屋市安心生活見まもり事業 概要

事業経過

- 平成21年10月 芦屋市地域福祉課より事業委託
- 平成21年11月 事業担当配置
- 平成21年11月～ 原則1への取り組み
- 平成22年 6月～ 原則2・原則3への取り組み

実施予定

平成23年4月～

ネットワーク

- 平成18年4月～ 芦屋市地域発信型ネットワーク発足（高齢者福祉）
⇒事務局：高年福祉課・包括支援センター
- 平成22年4月～ 芦屋市地域発信型ネットワークが領域横断（高齢者・障がい・こども・権利擁護）拡大
⇒事務局：地域福祉課・社会福祉協議会

事業のねらい

- 「地域住民間のつながり構築への支援」を実施する
- 住民間のきずなをしくみとして構築し、既存の住民ネットワーク（会議体参加者）に繋がる事を目指す
- 地域住民が事業に参加する事で、既存の住民ネットワークを活用でき、必然的に住民福祉ネットワークの一員になる

原則1の取り組み *原則2をめざして* 平成21年11月～

～基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する～

課題抽出：「支援ニーズ」と「狭間」

- ・相談支援事業所他（医療・保健・福祉）：30ヶ所意見交換会
- ・福祉推進委員地区委員会：全9地区で事業への意見を頂く
- ・民生児童委員協議会「心配ごと相談事例検討会後のアンケート」から困難に思う活動等の意見集約

課題整理：「ネットワーク」での整理

- ・「個人の暮らし」と「社会参加」の枠組み：「関わり拒否」「孤立」「無関心」
- ・「社会参加」と「住民福祉関係者との関わり」の枠組み：「無関心」
- ・「住民福祉関係者」と「専門職」の枠組み：「制度・年齢」「専門的力量と複合支援世帯」「介入拒否」

課題分析①：「狭間」を考えることができる「既存のしくみ」

- ・「個人の暮らし」と「社会参加」の領域課題：ケアマネジメント部会・各領域相談専門機関
- ・「社会参加」と「住民福祉関係者との関わり」の枠組み：小地域ブロック連絡会・ネットワーク部会
- ・「住民福祉関係者」と「専門職」の枠組み：ネットワーク部会・ケアマネジメント部会
- ・専門職間ネットワーク課題（連携・協働・共有）：ケアマネジメント部会・システム検討委員会

課題分析②：「ネットワークの隙間」を「もれなく」する

- ・「既存のしくみ」では、全市で取り組むことができていない「狭間」を発見
- ・「既存のネットワークの隙間」を、「もれなく」する

課題整理 「個人の暮らし」と「社会参加」

関わり拒否

- ・自治会に加入していない人
- ・自治会とのつながりがないマンション
- ・関わりを望まない人
- ・尋ねても自宅のドアを開けてくれない（インターホンでの会話）

孤立

- ・自分から発信したくない人（遠慮・羞恥心・不信感・元来他者との交流を持たない方）
- ・同居家族がいても、世帯内で孤立している（家族の無関心・関係が悪い）
- ・ひとり暮らしで頼れる人がいない
- ・隣人とのトラブル
- ・マンション暮らしで隣人との付き合いがない

無関心

- ・他者に関心がない
- ・わずらわしい
- ・生活や暮らしは、自己責任だと思っている

課題整理 「社会参加」と「住民福祉関係者との関わり」

無関心

- ・他者の生活や地域の活動が、自分の暮らしに必要ではない
- ・何ごとも、個人が個別に行政へ相談すれば何とかかなと思っている
- ・福祉課題や地域課題が自分の暮らしと関係がない
- ・地域のお世話役（住民サポーター）との接点がない・自分に関係がない・活動内容を知らない（知る機会がない）
- ・地域のお世話役は、できればしたくない（煩わしい気持ち）

課題整理 「住民福祉関係者」と「専門職」

「介入拒否（接近困難）」

関わり拒否

（例）相談窓口が関わる必要性を感じていない。関わる事を不快に思う

医療拒否

（例）65歳未満で、自分自身は病気であると自覚がない様子。状態悪化し、生活できる状態でなくなる。

精神障がいの疑い

（例）病識がなく近隣から苦情で発覚するが、本人の支援に結びつかない。

（例）病識はあるが、直面する事柄に応じて都合のよい窓口を多数利用する場合、専門機関で情報共有がしにくい事や、主となる支援者が不在で、結果、たらいまわし状態となる。

「制度・年齢」

18歳以上～65歳未満。こども課の関わり終了～介護保険対象年齢まで関わる支援機関やサービスがない。

（例）子育てを通して母親の暮らしを支援していても、こどもが18歳になると母親への相談支援が終了する。

（例）18歳以上でひきこもりやニートで親に依存している場合、親の生活や身体状況の変化で世帯が立ち行かなくなる。

（例）65歳未満で、身寄りがなく入院治療後に支援機関やサービスがなく自宅に戻れない。

父子家庭で、経済的支援を必要としない場合相談、支援の機会を作りにくい。

（例）子育ての偏りなど児童虐待のリスクが生じてくる

DVの場合、緊急時の一時保護は可能だが、支援者主導で積極的支援を行う事ができない。

（例）当事者が「共依存」関係である場合。社会的地位などのしがらみから被害届が出せない。

経済困窮者。

（例）生活保護に該当しないが、福祉サービスが十分に利用できない。

ひとり暮らしの方で自宅療養中の生活に支障がある場合。

（例）骨折など調理や更衣など生活に支障を短期間きたした場合、地域の関係性が希薄で手助けする人がなく、経済的負担から民間サービスが利用できない方。

「専門的力量と複合支援世帯」：（例）上記内容が世帯内で複数混在している状況への支援

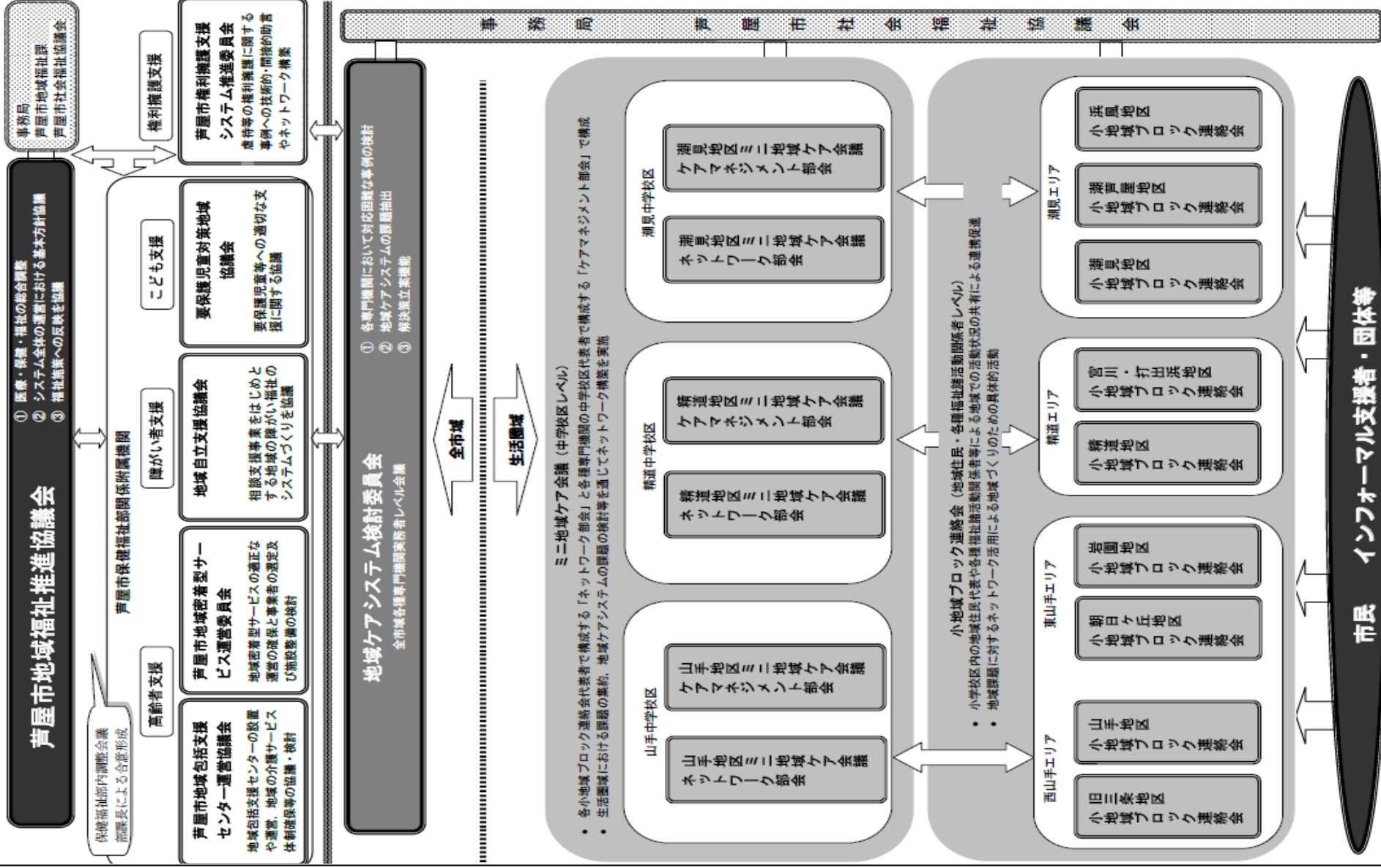
精神障がい者への相談支援機関が不明瞭。自覚の有無や自傷他害の有無により異なるのか。

（例）支援経路や継続支援などは、世帯への支援を通して相談を受理した事業所が抱えている為、対象者主体での継続支援が行いにくい。特に客観的に精神疾患と思われる方で病識がない場合や人格障がいと思われる場合。

芦屋市地域発信型ネットワーク

2010.7~

(理念) だれもがその人らしく住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせるまちをめざす



課題分析

課題分析① 現状

- ・ 専門機関や行政が関わる時に生じる狭間「年齢と制度」「専門的力量と複合支援世帯」「介入拒否」
⇒ ワンストップサービスへの取り組みを目指している
- ・ 地域における狭間は：「関わり拒否」「孤立」「無関心」
⇒ 民生児童委員・福祉推進委員・自治会・老人会がそれぞれ苦慮している

課題分析② 地域発信型ネットワークの成熟度

- ・ 狭間を課題として、各小地域で検討する場所ができ機能しつつある
- ・ 民生児童委員・福祉推進委員等に参加する価値が周知理解されてきた
- ・ 関係者間のネットワーク（専門職・住民サポーター）が機能し始めている：「目標設定」「課題抽出」段階
- ・ 住民の暮らしの中に反映されていない：「社会資源開発」を取り扱う会議機能や機関が不在で未経験
- ・ 住民に認知されていない
- ・ 課題整理の段階：抽出されている課題は、専門領域課題・地域課題・関係機関との連携・組織内での役割などが混在している

課題分析③ 社会資源開発

- ・ 専門機関や住民福祉組織は、各個別対応として狭間課題に取り組んでいる
- ・ 住民関係組織のみでの取り組みは、継続や役割引き継ぎに負担感が大きい
- ・ 一人の住民サポーターが、複数の役割を担っている

各校区や自治会単位でのネットワークは存在しているが、生活行動の「地域」とのつながるしくみが見当たらない

※校区（福祉サービス圏域）

※自治会（近隣）

※個人（生活圏域）

原則2の取り組み

平成22年6月～

～基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる～

事業対象：一人ひとりの住民の暮らしには、福祉領域はない

- 地域のつながりを必要としている方（関係が希薄になる可能性がある方）
- 高齢者・子ども・障がい者など領域を問わない

希望型

お出かけ型



拠点での「見まもり」「支え合い」

訪問型



見まもり協力員による訪問サービス

発見型

見まもり協力



見まもり応援店舗

ツール利用型



小地域での取り組みを全市のしくみに拡大

間接型

還元ポイントサービス



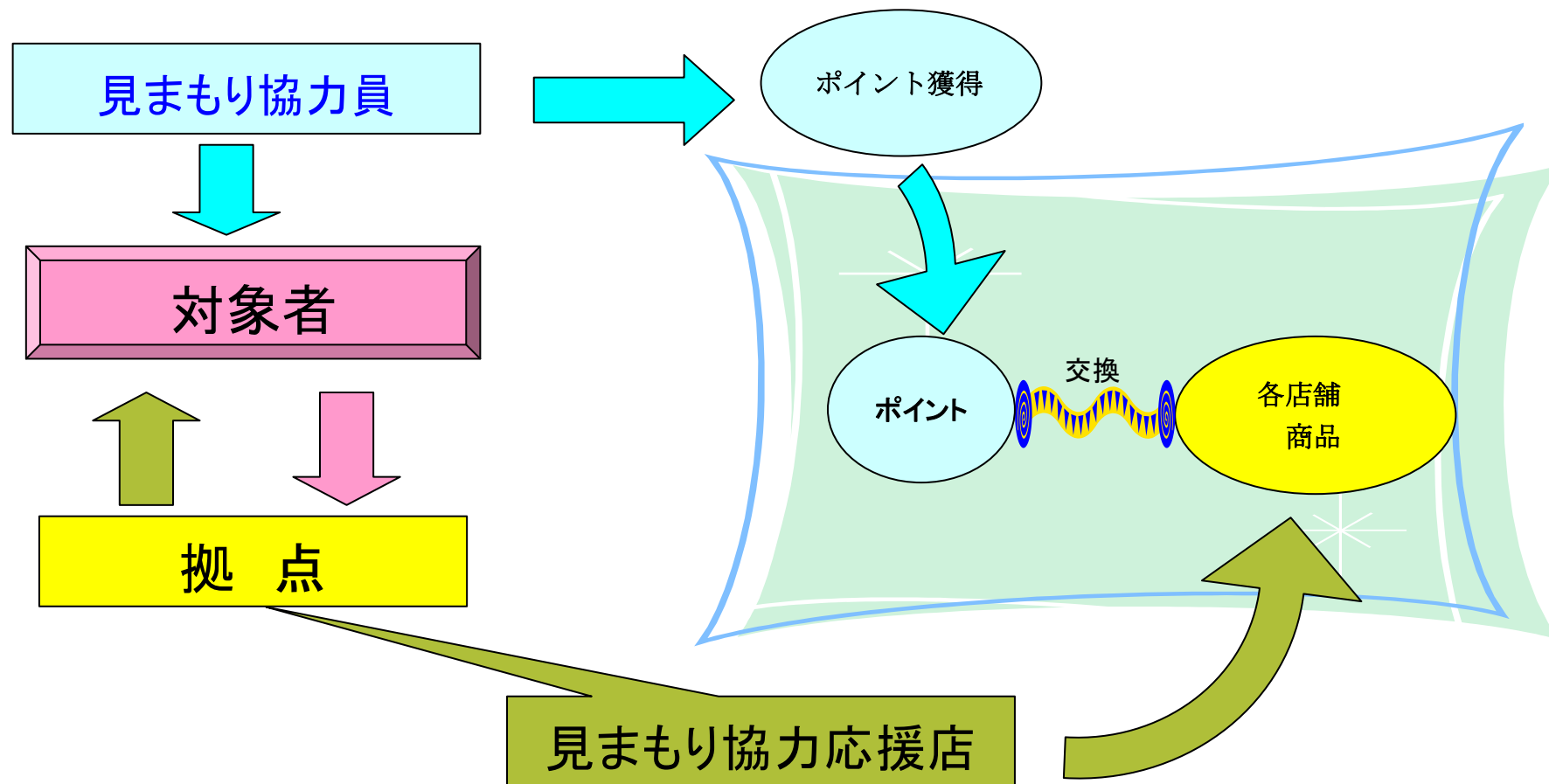
協力員に還元する「間接的サポート」

原則3の取り組み

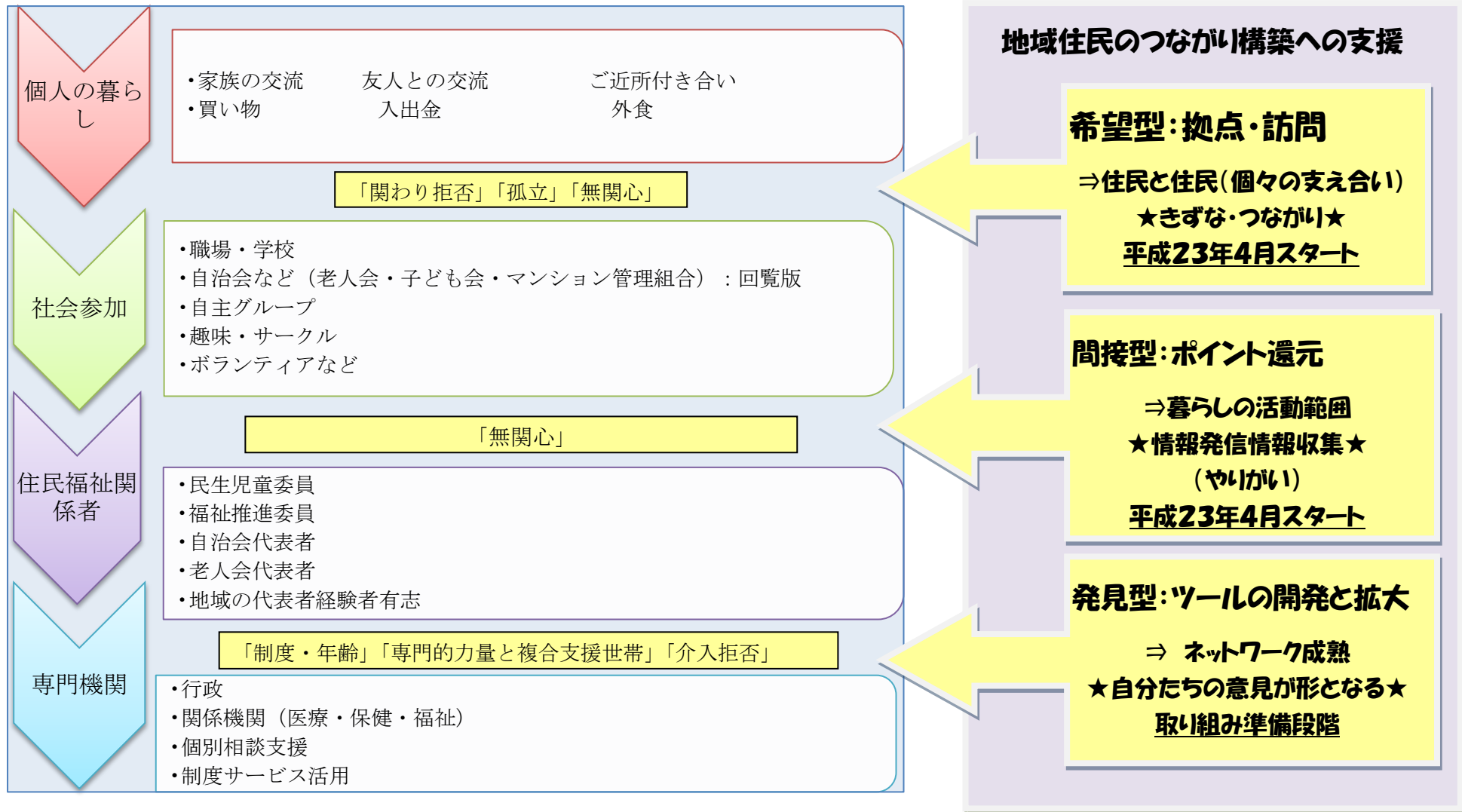
平成22年6月～

～それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む～

還元ポイントサービス ⇨ 協力員に還元する「間接的サポート」



支援ニーズと事業内容 *原則1～3*



芦屋市安心生活見まもり事業の将来展望

平成 24 年 3 月に厚生労働省の「安心生活創造事業」モデル事業の終了を見越した事業展開を考える必要性あり

地域の役割と展望

コミュニティファンドを創る：「ポイント還元のしくみ」から「地域内還元システム」に移行したい

- ・財源確保：「地域の取り組み」として残す為に、地域の取り組みに「スポンサー」をつけたい
- ・「ポイント還元」は、協力各店舗からの有形協力（見まもり間接支援）でのスタートである。協力店舗の原価負担分への協力や拠点維持協力の為、芦屋市内外からスポンサーを求め、地域内で循環できるしくみにすることを旨とする

芦屋市社会福祉協議会の役割と展望

- ・事業の継続により、社会福祉協議会職員の専門性であるコミュニティソーシャルワーカーとして、RG-PDCAにより地域支援を展開していくことで、「社協」が地域住民に周知され必要とされる事を目指していく（地区担当ワーカーや各事業との連動性）

厚生労働省モデル事業が終了しても「芦屋市安心生活見まもり事業」は展開を繰り返していく

コミュニティソーシャルワーカー 地域福祉を推進するまちのコーディネーター役
住民主体による地域力を強化し、医療・保健・福祉の専門職のネットワークと住民ネットワークの協働による、新しい支援の形を生み出す福祉専門職

RG-PDCA 「R」リサーチ（課題分析・市場調査）
「G」ゴール（目標設定）
「P」プラン（計画）
「D」ドゥ（実施）
「C」チェック（点検）
「A」アクション（見直し実施）

芦屋市安心生活見まもり事業（安心生活創造事業）

① 参加方法

有形協力：「ポイント商品交換」協力

拠点での活動

無形協力：商店街のお客さん（通行人）に〇〇ができる

その他

② 希望型：お出かけ型「拠点」

- ・商店街の空き土地の活用
- ・住民への解放
- ・いこいの場「きずな」「つながり」

内容：具体的検討が必要

- ・イベント型：拠点でできる活動
- ・平常型：場所を提供し、来た人が「挨拶」「話をする」「顔見知り」になる
- ・利用者：時間帯で同世代の人が集う・世代間交流を持たせる

(例) 午前中は高齢の方が中心・お昼は子供連れのお母さんが中心・午後は放課後の子どもとの世代間交流など

③ 間接型：還元ポイントサービス提供

- ・見まもり協力員が獲得したポイントを各店舗の商品と交換していただく
- ・協力店舗の募集
- ・各店舗で「何ができるのか」を考えていただく

- ① 対象地域：自治会連合第5ブロック（約2千世帯）：日常の生活行動範囲が、徒歩で打出商店街の住民
若宮町・打出町・春日町・打出小槌町
- ② 見まもり協力員の活動
 - 希望型拠点協力員：お出かけ型「拠点」で滞在による活動
 - ・話し相手・情報提供・情報収集など
 - ・イベント開催
 - ・拠点の管理（設営・片付けなど）
 - 希望型訪問等協力員：訪問等による活動
 - ・希望者宅を訪問し、一定時間滞在による話し相手ができる方
 - ・電話での話し相手ができる方
 - ・拠点で待ち合わせによる話し相手ができる方
 - ・体調等により訪問できないが、自宅に来てもらえればお役立ち情報や自らの暮らしの工夫を伝えられる方
 - 利用者：地域のつながりを必要としている方（関係が希薄になる可能性がある方）
 - ・世代や福祉対象領域を問わない
 - ・高齢者・子ども・障がい者など領域を制限しない

（例）ひとり暮らしで自宅から出にくく、ご近所や友人との交流がない
介護経験者に生活の工夫などの話し相手がいない
育児の話し相手がいない
障がいや要介護状態の方の生活の工夫について、今後の自分の暮らしの参考にしたい（出向くタイプ）
- ③ 見まもり協力員と利用者の把握とコーディネート
 - ・希望者の意向確認と地域実態把握を、モデル地域全戸に対し調査を実施する（1月）
 - ・見まもり協力員講座の開催検討中
- ④ 地域拡大に向けて：各地区の商店街を中心に「拠点」と「参加住民」を増やしていく方向で、地域に働きかけていく

社会福祉協議会

社会福祉協議会とは

- ・地域福祉の推進を目的とする公益性の高い民間団体です。社会福祉法にもとづいて、全国の市町村に設置されています。愛称「社協」。
- ・地域社会における社会福祉の問題を解決してその改善を図るため、公私の社会福祉関係者および住民・ボランティアとともに組織的な活動を行ないます。

社会福祉協議会の性格と活動原則 【『新・社会福祉協議会基本要項』（平成4年 全国社会福祉協議会策定）】

社会福祉協議会の性格

- (1) 地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成される。
- (2) 住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指す。
- (3) 住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整および事業の企画・実施を行う。
- (4) 市区町村、都道府県、指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織である。

社会福祉協議会の活動原則

- (1) 住民ニーズ基本の原則：広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動をすすめる。
- (2) 住民活動主体の原則：住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動をすすめる。
- (3) 民間性の原則：民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動をすすめる。
- (4) 公私協働の原則：公私の社会福祉および保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動をすすめる。
- (5) 専門性の原則：地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動をすすめる。

芦屋市社会福祉協議会

芦屋市社会福祉協議会は「みんながかかわるやさしさと助けあいの福祉社会」をめざして活動を続けています。

芦屋市社会福祉協議会の活動計画 【第5次地域福祉推進計画（平成18年度～平成22年度）】

5年ごとに策定される地域福祉推進計画に基づいて活動を行っています。

基本目標 「くらしの場での自立生活の実現に向け、地域の福祉力を高める」

推進目標1 地域で1人ひとりが豊かに暮らせるための支援

地域の中で、生活課題を抱えた1人ひとりが、生きがいを持ちながら豊かに暮らしていくための事業に取り組み、福祉推進委員、民生・児童委員、ボランティアをはじめ地域での協力者の参加を得て支援活動を進めます。

推進目標2 地域福祉を高めるための人づくり・街づくり支援

広い住民層に、地域での福祉活動への参加を呼びかけるとともに、活動推進者を支援し、福祉人材を育てます。また、福祉学習活動を通じて、住民に対して地域福祉の理解を広め、福祉の街づくりを進めます。

推進目標3 地域の中で築く1人ひとりの暮らしに合わせたつながりと福祉サービスづくり

地域で福祉を進める関係機関・団体、ボランティアと地域での援助活動についての連絡調整を行い、連携を図ります。また、地域での自立支援の福祉サービスについて検討します。

推進目標4 地域への福祉情報の発信と調査活動

地域福祉への関心を高めるため、多様な福祉情報の発信を行います。事業推進に必要なニーズ把握のため、調査活動を行います。

強化目標 「自立生活をささえる体制・基盤づくり」

強化方策1 コミュニティワークを基盤においた職員の専門性の強化

強化方策2 多様な住民層が参加・参画した社協組織づくり

強化方策3 組織としての主体性を発揮できる財源づくり